平成２１年（フ）第２３００号
名古屋市瑞穂区北原町１丁目23番地の２
債務者　水谷　秀子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８８号
京都府亀岡市河原町114番地３
債務者　木村　絵里（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第９５号
京都府船井郡京丹波町安井観音寺９番地
債務者　村山　功晃
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第４６４２号
大阪府寝屋川市萱島東３丁目10番13号
債務者　笠井　美幸（旧姓小出）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９０５号
大阪市住之江区南港中３丁目９番25―716号、住民票上の住所京都市南区東九条明田町13番地２　新烏丸日光ハイツ305号
債務者　中村　　淳
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９０６号
大阪市住之江区南港中３丁目９番25―716号
債務者　中村ひとみ
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９０７号
大阪市住之江区南港中３丁目９番25―716号
債務者　中村　員**弄**
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６５１号
大阪市東住吉区西今川２丁目８番５号
債務者　藤本ヨシ子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７２０号
大阪市天王寺区寺田町１丁目６番23号
債務者　大森　健次
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７９７号
大阪市淀川区加島２丁目７番62号
債務者　中島　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９６４号
大阪市住之江区西加賀屋４―６―32　シャルム住之江401、住民票上の住所大阪市住之江区北加賀屋１丁目７番13号
債務者　西野　貴士
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２９９号
大阪市平野区平野東２丁目３番40号　コンフォート平野Ⅰ―105号
債務者　神野徹こと　姜　　徹
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３２６号
大阪府豊中市蛍池東町４丁目15番11号
債務者　五本上清美
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４６２号
大阪市東住吉区桑津３丁目２番23号
債務者　高垣　政美
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７３３号
大阪市北区大淀南３丁目９番22号
債務者　市川　初子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８２８号
大阪市淀川区三津屋南２丁目12番６号　第１中村マンション201号
債務者　津波　　智
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８６２号
大阪府豊中市東泉丘１丁目７番１―105号
債務者　木村千代子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部